

申請から受給者証交付までの流れ

インターフェロン治療，インターフェロンフリー治療，核酸アナログ製剤治療に係る治療（保険適用に限る。）について，広島県肝炎治療費助成制度による助成を受けるためには，あらかじめ広島県に受給者証の申請を行い，受給者として認定を受ける必要があります。

1 県または県保健所（支所）に肝炎治療受給者証交付申請書 提出

- 申請書と診断書が県または県保健所（支所）に届いた日を申請日とします。
- 申請書類に不備があった場合，県または県保健所（支所）から連絡し，書類の再提出等を依頼します。
- 診断書の記載内容に不備や疑義がある場合は，県または県保健所（支所）から医療機関に連絡します。



2 県設置の「認定協議会」における協議（月1回）

- 提出された書類に基づき，認定協議会委員（肝臓専門医）が協議します。
- 結果が「承認」となった場合，県は受給者証の作成作業を行います。



3 県から申請者に肝炎治療受給者証を交付（郵送）

- 認定協議会のあった月の月末～翌月初旬頃に，提出された住所宛てに郵送します。
※認定協議会において「保留」となった場合，さらに時間を要する場合があります。
- 助成期間は，原則として，申請日の属する月の初日から1年以内で，治療予定期間に即した期間です。
- 受給者証が届く前の助成期間に治療を受け，定められた自己負担額以上に支払った額について償還を受けたい場合，県または県保健所（支所）に肝炎治療医療費支給申請が必要です。
※この支給申請から口座振替による償還まで4か月以上を要します。



□ 受給者証に関するお問い合わせ先 □

名称	住所	電話番号
県庁薬務課 肝炎対策グループ	〒730-8511 広島市中区基町10-52	082-513-3078
西部保健所 保健課	〒738-0004 廿日市市桜尾2-2-68	0829-32-1181
西部保健所広島支所 保健課	〒730-0011 広島市中区基町10-52	082-513-5526
西部保健所呉支所 厚生保健課	〒737-0811 呉市西中央1-3-25	0823-22-5400
西部東保健所 保健課	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911
東部保健所 保健課	〒722-0002 尾道市古浜町26-12	0848-25-2011
東部保健所福山支所 保健課	〒720-8511 福山市三吉町1-1-1	084-921-1311
北部保健所 保健課	〒728-0013 三次市十日市東4-6-1	0824-63-5186